

本源的 土地所有をめぐつて

岩 本 由 輝

大変だいそれた題目で話をするわけだが、このテーマは、じつは村研の共通課題とはかわりなく、中村吉治先生が私に課された宿題のひとつなのである。それを考えていけば共通課題と重なるのではないかと思い、不安もあるが、話を進めていくことにしたい。

一、

農民運動史の研究を進めていくうちに、次のような問題がでてきた。大正から昭和にかけて小作争議が激しく展開したが、その時の地主一小作関係は、小作権が物権化した永小作ではなくて単なる土地の貸借関係であつたために、地主側が強く小作人側は弱かつた。そこで土地取り上げという問題が起こつてくる。たとえば、地主が他の地主に小作地を売り渡すと、買い取った地主が小作人から土地を取り上げる。このような紛争が数多くみられる。つまり、土地所有権の移動という不安定な状態の際に、小作権が侵害されるという事態が生じている。小作人側はこれに対抗して、共同耕作を行なつた。これは、肥料運び、土地まき、田植えを農民が共同して行なうもので、苗を植えてしまうと、トラブルがあつてもその一年間は小作人の耕作権が認められる。地主側でもそれに対抗して、土地立入禁止の仮処分決定を裁判所に求めるが、裁判所では、田植が適期に行なわれていれば仮処分を保留してしまう。この共同耕作を、日農などから派遣された弁護士が各地で指導している。以上からすると、

どうも土地所有といつても、所有権とは別個に、また小作権ともちがうものとして、耕作権があるのではないか、と思われてならない。

中村先生は、昭和二二年に書かれた論文「働く人の土地」で、この共同耕作を紹介し、農耕地には本来耕作権というものがあり、それは、土地が本来はムラのものであるのを、耕作者が耕作期間中だけ占有し、収穫後にはムラの土地に戻るという仕組みのものだと指摘している。地主が登記上所有者となっていたとしても、耕作権がなければ、自由な土地所有とは認められないのではないか、というのである。

また、中村先生は他の論文で、日本書紀を取り上げられ、アマテラスオオミカミとスサノオノミコトの土地をめぐる争いと、タカマガハラでの裁判でいわれているアマツ罪（シキマキ、クシザシ）とは、土地の占有権、使用権への侵害をいうのではないかと推論されている。中村先生と原島礼一氏との間で、この問題について論争が行なわれたが、先生によれば、民族学研究と莊園史料とをつきあわせると、この論争に結着をつけるような何かがでてくるのではないのか、ということだった。

二、

以上が中村先生からの宿題なのだが、きょうはこの問題を少し論じてみたい。

争議における小作地取上げと共同耕作の問題であるが、裁判所の判例からみると、これは民法二四二条の「不動産の附合」の問題である。附合とは、不動産に動産が合体されることをいうが、条文では、まず附合した動産は、不動産所有者のものであるとした上で、「権原ニ因リテ」附合させたものは、その権利を妨げずとしている。

貸借権も権原であるから、小作人の植えた苗は小作人の権利下にある。しかし、地主が土地取上げを通告すると、貸借関係はなくなつて動産たる苗は地主のものになる、と解されるのである。しかしこれでは小作人が著しく不利になるので、慣行上耕作権を保護する観点から、苗は小作人のものとするという末川・末広解釈が、今日では通説化している。そこでは、苗は土地とは独立して取引きされるので附合したものではないとされ、実際に下級審では、さきほど述べたように、適期に田植えがされていれば一年間保護していた。

この場合に「わが国の慣行」がどこまで逆上るのかが問題となる。中村先生が着眼したアマツ罪だが、鎌倉時代には、シキマキ、クシザシは明らかに他人の土地所有の侵害と解釈している。先に植えた方に所有権があるというのである。ところが徳川時代になると、そういう解釈が消えてしまう。国学者たちは、あとで種をまくと前の種が伸びない（シキマキ）とか、田にクシを捨てるだけがをする（クシザシ）と解釈している。つまり耕作上の支障と解している。国文学では今でもこのように解釈しているようだが、歴史学ではむしろ鎌倉時代の解釈をとっている。柳田國男もそう解釈している。

そこで、史料にあたってみると、種まきが適期に行われたかどうかということが、すでに十一世紀に問題となっている。また、十四世起請文では、畑をあとからすきかえしたことや、茹田狼藉したといふことが罪に問われている。以上のことからみても、耕地の所有権は、先に耕作しているということを深く関わっていたと解されるのであって、そこに本源的な耕地所有の問題があると思われる。このことは、実は現代にもあてはまる。

昭和二七年のことであるが、山形市が旧飛行場跡地に刑務所を移

転することを計画した。この土地は、国有地（農林省所管）で当時二百五十名のものが開墾・耕作していた。刑務所移転計画が公表されるとともに、これら耕作者は、国有地を耕作者に払下げよう要請し、売り渡しの方針が立てられた。しかし、耕作者のうち非農家は増え資格がないため、その取扱いが紛糾したのである。この際、県が売り渡し地区の区画を整理したとき、非農家の耕作地に「杭打ち」をし、また「二重表時き」をしたことは不当であるとして、訴訟となつたのである。杭打ち、二重表時きは、まさにクシザシ・シキマキに当る。この日本書記のアマツ罪のことなど知らないと思われる人たちが、これはやはり不当なことと考えていたわけである。

このように、耕作権の侵害とされるものが、記紀の時代、十一世纪、そして昭和二十七年と、連綿として同じ問題が起きているのである。

三、

クシザシをなぜ行うのか、なぜ杭打ちを行うのか。それは、それまで自分のものではない土地を、自分のものとするために行うのではないだろうか。土地所有制が成立する以前は、年ごとにしを打って占有を明確にする必要があった。それを破る罪をクシザシと総称したのではないかと思われる。旧正月の行事などでもそれを繼承したものだろう。たとえば、肥料を雪の上にまくとか、雪中田植えとかがそれである。近代的土地位所有以前には、このような行為によってその年ごとの占有が宣言される。松葉をさすという慣習も同様で、それに対する妨害は、占有者のみならず共同体に対する犯罪という意味をもつてくる。

さきほど述べた小作争議の際に共同耕作を行うというのも、それ

と関連していると思われる。日農や全農の支部が指導するのだが、その時には組合員以外も支援にかけつけている。ムラビトの共同という意識がみられるのである。柳田国男はこの点について、ムラの耕地はムラで利用するというのは今日まで残っている思想であり、不在地主を認めていると農業は国の病いになってしまふ、と発言している。

以上のことから考えると、耕作するという行為 자체が土地所有の根源であり、かつその耕作というのは、単に一戸の農家の問題でなく、共同の問題、つまり村の土地は共同の権利と考えられていたと思われる。以上で報告を終る。